

# 兵庫県公報

令和4年7月26日 火曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程 .....	1

## 病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年7月26日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

### 兵庫県病院局管理規程第11号

#### 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第40条第5項第3号中「育児休業をした期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である場合を除く。)」を「育児休業(次に掲げる育児休業を除く。をした期間)」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。)第4条に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から子育て支援条例第4条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第65条第6項第3号及び第76条第2項第3号中「育児休業をした期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である場合を除く。)」を、「育児休業(次に掲げる育児休業を除く。をした期間)」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から子育て支援条例第4条に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から子育て支援条例第4条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

(病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第20条第10号及び第26条の5第10号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

#### 附則

この管理規程は、令和4年10月1日から施行する。